

参加説明書（公募実施要領）

1 業務概要

(1) 業務名 県立中部病院警備業務

(2) 業務の目的

本業務は、これまで有人警備を中心とする警備業務の委託を実施してきたが、今後より一層進展する少子超高齢社会に伴う働き手不足により、有人警備の持続的な実施が厳しい状況に直面している。加えて人件費コストの恒常的な上昇に伴う委託経費の更なる上昇の見通しは、病院経営の観点からも看過できない状況となっている。

本業務は、有人警備と機械警備のハイブリッド警備（以下「ハイブリッド警備」という。）のあり方を新たに構築するとともに、適正かつ適切な委託経費のあり方を追求することを目的とする。

(3) 業務内容

1) 警備対象物件

- ① 沖縄県立中部病院庁舎及び敷地内建造物（建物延面積：35,609 m²）
- ② 病院駐車場（本館構内駐車場及び別館外来駐車場）

2) 警備対象範囲

- ① 対象物件及び敷地内の火災及び盗難の防止
- ② 庁舎の施錠、解錠および状況確認
- ③ 鍵の管理
- ④ 入院病棟案内及び外来案内、業者等の対応
- ⑤ 病院職員による外来自動支払機の現金回収時における警戒警備
- ⑥ 敷地内（別館外来駐車場含む）の車輛の整理及び交通統制
- ⑦ 病院駐車場、駐車場機器の管理及び駐車場窓口業務に関すること
- ⑧ 病院職員による駐車場利用料金等の管理及び駐車場精算機の現金回収業務における警戒警備
- ⑨ 駐車場出入機械の異常の有無の確認
- ⑩ 電話の交換業務及び郵便物の取り扱い（月～金 18：00～翌 8：30、土・日・祝祭日は終日）
- ⑪ 霊安室及び保冷库の管理（葬儀業者等の遺体の出し入れ指導を含む。）
- ⑫ 院内における遺失物及び預かり物の保管及び病院への状況報告並びに警察への届出
- ⑬ 非常時、緊急事態発生時における警察、消防及び病院管理者等への連絡
- ⑭ 暴風警報発令時の保安要員業務（病院から指示を受けた場合のみ）
- ⑮ 集団災害対策マニュアルに規定する対応など、緊急時における必要な対応（⑭括弧書きと同じ。）
- ⑯ 院内で発生した事件、事故などの初期対応業務
- ⑰ 火災警報発報時の初期対応業務及び防災監視盤の操作等
- ⑱ 消防設備点検時など指定された場所へ業者が入室する際の立ち会い
- ⑲ その他の病院が指示する警備に関する業務

2の2) 有人警備を想定する対象範囲

- ① 警備管制室
- ② 救急センター出入口
- ③ 院内駐車場（※機械警備システムにより代替できるときは、この限りでない。）

(4) 本業務の提案にあたり留意すべき事項

- 1) ハイブリット警備に関する提案については、業務実施前の準備行為に関する概要（作業項目、作業期間、その他必要な事項）を必ず明示し、有人警備に必要な人数の算定理由、その他の必要事項、並びに機械警備における機器等の耐用年数を踏まえた警備業務実施計画（4年）を具体的かつ明瞭に説明すること。
 - 2) 上記1) を踏まえた適正かつ適切な業務経費の積算内訳を必ず明示すること。
 - 3) 本業務の提案にあたり、提案者として受託できない行為と理由を必ず明示すること。
 - 4) 上記1) から3) までの事項を充たさないとき、直ちに失格とする。
- (5) 履行期間 契約締結日から令和9年1月31日まで（※契約締結日から機械警備に必要な機器等の設置作業の完了日までは、契約に基づく月額委託料は発生しないものとする。なお、警備業務の開始は令和8年2月1日を予定。）
- (6) 業務量の目安 年額70,000千円以下（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ 当該金額は予算の上限額であり、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年規程第19号）第130条第1項の規定により定める契約の予定価格ではない。
 - ※ 委託契約期間は2年を第1契約期間とし、機械警備に伴い設置される機器類の償却期間を4年とする第2契約期間までを想定した「業務量の目安（年額70,000千円×4年間＝280,000千円）」を参考に明示する。

(7) 業務委託に関する報告等

- 1) 受託者は、警備実施にあたり、あらかじめ業務実施体制等を定めた警備業務計画書を作成して病院に提出しなければならない。
- 2) 勤務中における事項を所定の警備日誌に記載の上、設備・調達課長に提出してその認印を受けなければならない。また、勤務中において事件・事故等が発生した場合は、警備報告書を作成し、病院に提出しなければならない。
- 3) 病院施設内外及び敷地内の施設とそれに付随する物件の巡回を行い、異常があれば速やかに臨機の措置を講ずるとともに、病院に報告しなければならない。

(8) 業務の実施形態に関する留意事項

本業務の性質上、業務の再委託は原則認めない。ただし、有人警備に関して一部業務を受託者の子会社、関連会社又は協力会社に、受託者が委託者に対して一切の責任を負うことを条件に再委託することを許諾することができる。

なお、再委託に関する基本的な考え方について以下の事項に十分留意すること。

再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、契約の競争性、公平性、信頼性保持の観点から、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

【一括再委託等】

委託先が、委託業務の全部を一括して第三者に再委託すること（以下「一括再委託」という。）は、いわゆる「丸投げ」として契約の合理性・経済性に疑念を生じる恐れがあるため、これを原則禁止する。また、委託業務を分割し、その全部を第三者に再委託することも同様とする。

【契約の主たる部分の再委託】

委託業務の成否に密接に関わる業務など、委託先に履行させる必要がある業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、再委託を原則禁止する。契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。ただし、委託業務の契約金額の1/2を超える業務の再委託があらかじめ予定されるものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合（割合により難い場合は適切な金額）を設定する。

- (9) 本業務は、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、その他本業務を適正かつ円滑に実施すると認めるための必要事項が説明されている書類等（以下「提案書」という。）の提出を求め、優先交渉権者として特定するための公募型プロポーザル方式による業務である。

2 参加資格（応募資格）

提案書を提出しようとする者は単独の企業とし、次に掲げる資格等を満たしていること。

（1）参加資格に関する基本要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

ウ 参加しようとする者が次のいずれかに該当することのないこと。

- （ア）役員等（法人の役員又はその支店若しくは本業務の契約を予定する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
- （イ）暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- （ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- （オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- （カ）再委託を予定する者にあたり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知らなから、当該者との契約を予定したと認められる者。
- （キ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方として予定していた場合（（カ）に該当する場合を除く。）に、県が参加しようとする者に対して当該契約予定の解除を求めても、これに従わない者。

エ 当該業務の見積額が 1 の（6）の金額を上回るときは、失格とする。

（2）参加資格に関する特記要件

上記 1 の（4）の「本業務の提案にあたり留意すべき事項」に該当したときも、失格とする。

3 提案書の特定に関する事項

提案書に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	評価点
1. 提案する企業の経験及び能力の評価	直近2年間（令和5年9月1日から令和7年8月31日まで）実績（※1）を評価する。 ① 沖縄県内の病院（200床以上）に対する警備業務サービス（※2）の実績があり、かつ、不特定多数が往来する公共施設又は商業施設等（金融機関を含む。）での警備業務サービスの実績があること。 ② 不特定多数が往来する公共施設又は商業施設等（金融機関を含む。）における警備業務サービスの実績があること。 ③ ①又は②に該当する実績がない。 ※1 提案者は、実績を証明するため、該当する契約書の写し及び業務仕様書の写しを提出すること。この提出がないときは審査しないものとする。 ※2 「沖縄県内の病院（200床以上）に対する警備業務サービス」とは次のいずれかの内容を指すものとする。 ○有人警備、○機械警備（入退室管理システム、監視カメラの設置及び運用、その他の有人警備の代替サービスを含む。）○ハイブリッド警備	評価点数 ①10点 ②5点 ③0点
2. 業務執行管理体制の評価	本業務の趣旨を十分に理解し、その実現に向けて迅速かつ確実に遂行するための業務執行管理体制の有無を評価する。 ①本参加説明書の【1の(4)、(7)及び(8)】を踏まえ、受託業務を確実に履行できる執行管理及び責任体制にあると十分に認められる ②本参加説明書の【1の(4)、(7)及び(8)】を踏まえ、受託業務を確実に履行できる執行管理及び責任体制にあると概ね認められる。 ③本参加説明書の【1の(4)、(7)及び(8)】を踏まえ、受託業務を確実に履行できる執行管理及び責任体制にあると認められない。	評価点数 ①20点 ②15点 ③0点
3. 業務内容の評価及び内容に基づく提案内容の評価と実現可能性の評価	業務の目的及び求める内容を十分に理解した上で、受託業務を確実に効率的で効果的に遂行できる警備業務実施計画が提案されていること、加えて提案内容と積算内訳に関連性と経済性があることを評価する。 ①本参加説明書で求める内容と、提案された見積額に関連性と経済性が認められ、かつ、警備業務実施計画に関しても確実性、効率性及び効果が十分に期待できる。 ②本参加説明書で求める内容と、提案された見積額に関連性と経済性が認められ、かつ、警備業務実施計画に関しても確実性、効率性及び効果が概ね期待できる。 ③提案された内容と実現可能性に期待できない。	評価点数 ①70点から50点の範囲内で総合的に採点する。 ②40点から30点の範囲内で総合的に採点する。 ③20点から10点の範囲内で総合的に採点する。

4 参加表明書の提出

参加を希望する者は、下記のとおり参加表明書及び秘密保持誓約書（以下「参加表明書」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出先

沖縄県立中部病院

〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里 281

担当：設備・調達課 金城

TEL：098-973-4111

Mail：kinjotm@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出期間、提出方法

①期 間 公募開始日から令和7年10月17日（金）12時まで（必着）

② 受付時間 休日を除く9時から16時まで

③ 提出方法 持参又は郵送等により原本を提出すること。

(3) 提出書類

別添の参加表明書及び秘密保持誓約書

(4) 参加資格者の決定及び通知

参加表明書を提出した者に対し、電子メールにより提案書の提出依頼、及び参考図面等を通知する（以下「参加資格者」という。）。なお、提案書の提出後に参加資格の要件を欠く事実が確認されたときは、直ちに失格とする。

通知の日時：令和7年10月17日16時予定

5 提案書の作成に関する質疑応答

(1)期 間 令和7年10月20日（月）から同24日（金）まで

(2)受付時間 9時から16時まで

(3)方 法 電子メールを基本とし、質疑受付後の翌日までに回答

(4)連 絡 先 上記4の(1)と同じ

6 提案書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

① 期 間 参加資格者は、令和7年10月31日（金）12時まで（必着）に提出すること。

② 受付時間 休日を除く9時から16時まで

③ 提出方法 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出すること。

④ 提出部数

(ア) 提案書（別記様式－1及び2、参考見積書、提案説明資料）：8部（正1部、副（コピー）7部）

(イ) 業務実績証明資料：2部（(ア)の提案書とは別冊とすること。）

(ウ) (ア)の提案書、(イ)の業務実績証明書を1冊にまとめ、ページ番号を付すこと。

⑤ 提 出 先 上記4の(1)と同じ

(2) 提案書の作成方法

① 提案書は別記様式－1及び2の作成のほか、本説明書1の業務概要を十分理解した上で、参考見積書（内訳書を含むこと。）、本説明書3の「提案書の特定に関する事項」に関する必要事項を説明した任意様式の資料を作成し、これらを1冊にまとめ、別記様式－1を表紙として提出すること。また、ページ番号を付すこと。

② 参考見積書（内訳書を含むこと。）

提案書の内容を反映した参考見積書を1の(6)に示す業務量の目安以下で積算すること。様式は任意とする。なお、消費税及び地方消費税の税率は10%で見積り、税抜き額と税額を分けて明示すること。

なお、選定後、提案内容を反映した業務仕様書の調整を行い、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を依頼する。

(3) 提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は明示した条件に適合しないものについては、無効とする場合がある。

(4) 提案書に基づく業務仕様書の確定及び履行

- 1) 参加資格者が優先交渉権者になる場合には、提出された提案書に基づき業務仕様書を確定する。
- 2) 参加資格者が優先交渉権者となり、上記 1 の業務仕様書の確定手続きにおいて、提出された提案書の内容と異なる内容に変更することは、これを認めない。ただし、上記(2)②の「なお書き」における「提案内容を反映した業務仕様書の調整（予定数量や設置箇所等の変更）」に該当するときは、この限りでない。
- 3) 参加資格者が提出する提案書は、優先交渉権者となり、本業務に関する契約を締結する意図をもって、誠実かつ確実に契約義務を履行するための警備業務実施計画を作成したものと見なす。

6 提案書に関するプレゼンテーション

提案書の内容について、下記の期日、場所においてヒアリング（提案事業者あたりプレゼンテーション及び質疑応答を含め 20 分以内）を行う。なお、参加表明者が単独であるとき、又は特段の事情から書面審査のみで受注者を選定する場合がある。

- (1) 期 日 令和 7 年 11 月 5 日（水）指定する時間
- (2) 場 所 指定する会場（沖縄県うるま市）
- (3) その他 提案書に関する説明者は 3 人以内とする。

7 優先交渉権者の特定に関する選定日

優先交渉権者の特定は、下記の期日までに仮選定し、提案書を提出した者に通知する。

期日 令和 7 年 11 月 6 日（木）（予定）

8 契約保証金

契約を締結とする者は、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

9 配置予定管理者及び担当者の確認

提案書の特定後、配置予定管理者及び担当者の変更は認められない。ただし、病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、2 に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定管理者又は担当者と同等以上の者であるとの委託者の承認を得なければならない。

10 支払条件

毎月月末支払いとする。

11 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格のない者の評価又は参加表明書、提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 本業務の各種手続に関して発生する全ての費用は、参加表明者及び提案者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書は選定及び評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び提案書は公開しない。
- (6) 優先交渉権者の特定について、適格な提案書を提出した者の中から特定する。